

横手市農業委員会

令和5年度 第6回

農業委員会総会議事録

令和5年9月15日

令和 5 年度 第 6 回横手市農業委員会総会議事録

令和 5 年 9 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 28 号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
7. 報告第 7 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	平良木 保	出	13		欠
2	木 村 由美子	出	14		欠
3	菅 原 一太郎	出	15	高 橋 尚也	出
4	佐 藤 仁	出	16	佐 藤 省 美	出
5		欠	17	佐々木 由紀子	出
6	佐 藤 勇	出	18	吉 田 豊	出
7	遠 藤 タミ子	出	19	高 橋 康 弘	出
8	丹 波 賢太郎	出	20	高 橋 正 也	出
9	小笠原 夏 子	出	21	佐 藤 真志子	出
10			22	千 葉 肇	出
11	近 江 清 廣	出	23	齊 藤 龍 平	出
12	佐々木 秀 一	出	24	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

5番 堀 江 一 彦 委員
 13番 高瀬 俊 作 委員
 14番 伊 藤 亨 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩瀬司
	総務係長	佐藤亨
	農地振興係長	片野松浩
	総務係主査	佐藤絹子
	農地振興係主査	伊藤俊一
	農地振興係主査	柴田正之
増田地域局	農委事務局主査	土崎正之
平鹿地域局		
雄物川地域局	農委事務局主査	菊谷仁志
大森地域局	農委事務局主査	高田真紀子
十文字地域局	農委事務局主査	大沼美奈子
山内地域局		
大雄地域局		

議長	本日の出席者数は 20 名であります。 横手市農業委員会総会会議規則第 11 条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 6 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第 23 条第 2 項により、当職より指名することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 18 番 吉田豊 委員 19 番 高橋康弘 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。申請案件は 14 件です。 「1 番」から「3 番」は、横手地域局管内からの申請です。「1 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「2 番」、「3 番」は後継者に対して贈与をするものです。 2 ページから 3 ページに跨ります。 「4 番」、「5 番」は、増田地域局管内からの申請です。「4 番」は、相手方の要望により買受するものです。「5 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「6 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「6 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「7 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「7 番」は、後継者に対して贈与をするものです。 「8 番」は、大森地域局管内からの申請です。「8 番」は、合作地を買受するものです。 議案書 4 ページをご覧ください。「9 番」から「12 番」は十文字地域局管内からの申請です。「9 番」、「10 番」は、自作地相互の交換をするものです。「11 番」、「12 番」は知人に対して贈与するものです。 議案書 5 ページをご覧ください。 「13 番」は、山内地域局管内からの申請です。「13 番」は、買受により経営規模を拡大するものです。

「14 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「14 番」は、知人に対して贈与するものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 64 番から 77 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長 ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 25 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第 25 号」については、許可することに決定いたします。

議長 日程 3、議案第 26 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。申請件数は 1 件です。

横手地域局管内のものです。

農地区分です。申請地からおおむね 300 メートル以内に高速自動車国道の出入口があるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。申請者は美容院及びエステサロンを経営しています。令和 2 年に本件申請地の隣に店舗を移転し、自宅から通勤しています。高齢となるにつれ通勤が負担となってきたため、店舗に隣接させて自宅を新築しようとするものです。

土地概要です。申請地は「秋田自動車道横手インターチェンジ」から北東約 300m にある農地で、登記地目は「田」、現況地目は「畑」となっています。隣接地の状況は、北側は法定外公共物を挟んで大沼、西側は現況畑、南側は雑種地、東側は宅地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応することで、金融機関の残高証明書により確認済です。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は市

	<p>道側溝へ放流する計画です。</p> <p>被害防除については、北側法面を保護する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。</p> <p>意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、さしつかえない旨の意見書が交付されています。他法令については、農用地区域からの除外について、8月29日付けで変更決定公告されています。</p> <p>申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>現地調査は、9月4日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。なお、本申請地は、一部が既に砂利敷きとなっています。申請者へ説明を求めたところ、顛末書の提出を受けました。「令和2年に農地法第4条許可を得て店舗を建築した際、土地の境界、転用許可を得た範囲について工事担当者との意思の疎通がうまくいかずにつくような仕儀になってしまいました。」とのことで、反省の意思を確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p>
	(特になし)
議長	<p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見等なし)
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第26号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第26号」については、許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程4、「議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。申請件数は全部で4件です。</p> <p>「1番」は、横手地域局管内からのものです。</p> <p>農地区分です。申請地からおおむね300メートル以内に高速自動車国道の出入口があるため、「第3種農地」と判断します。</p> <p>事業概要です。借受人は、現在妻とアパートで暮らしています。妻は、本件申請地の東に位置する、母が経営する店舗で鍼灸整骨院を営んでいます。この母が、店舗に隣接して自宅を新築する計画であるため、借受</p>

人及び妻もその隣接地である本件申請地に、自宅新築を計画したものです。

土地概要です。申請地は「秋田自動車道横手インターチェンジ」から北東約300mにある農地で、登記地目は「田」、現況地目は「畑」となっています。隣接地の状況は、北側は法定外公共物を挟んで大沼、西側は法定外公共物を挟んで田、南側は雑種地、東側は現況畑となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応することで、金融機関の仮審査終了通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は水路へ放流する計画です。

被害防除については、北側・西側法面を保護する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、さしつかえない旨の意見書が交付されています。他法令については、農用地区域からの除外について、8月29日付けで変更決定公告されています。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、9月4日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

なお、本申請地は、一部が既に砂利敷きとなっています。申請者へ説明を求めたところ、貸渡人から顛末書の提出を受けました。「令和2年に農地法第4条許可を得て店舗を建築した際、土地の境界、転用許可を得た範囲について工事担当者との意思の疎通がうまくいかずにはこのような仕儀になってしまいました。」とのことで、反省の意思を確認しております。

「2番」は、平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は不動産賃貸業者であり、事業拡大のためアパートの建築を計画しています。申請地は経営者の自宅近くの敷地であり、除雪・除草等の管理が容易であるため、農地でありますがやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は、「栄地区交流センター」から西約2.6kmに位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は農地、東側は宅地、南側・西側は市道となっています。

資金計画です。借入資金及び自己資金で対応することで、それぞれ金融機関の融資証明書及び預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水、雨水は勾配をとつて敷地前面の水路に排水する計画です。

被害防除については、隣地との境界にアスファルト舗装を施し、土砂の流出や堆積を防止する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付

されています。他法令については、敷地内に存在している法定外公共物の用途廃止について許可済みです。

申請地は「第1種農地」であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相當に該当するものと考えます。

現地調査は、8月21日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

議案書14ページをご覧ください。

「3番」も、平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、現在、妻子と共にアパートに居住していますが手狭になったため、自宅の新築を計画しています。実家の敷地内の建築を計画しましたが、建物の一部が宅地からはみ出してしまうため、隣接農地を止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「醍醐地区交流センター」から北西約1.2kmに位置しており、登記地目・現況地目とも「畠」となっています。

隣接地の状況は、北側・西側は宅地、東側・南側は農道となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応することで、金融機関の融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設ける計画となっており、影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外であり、特にありません。他法令については、農用地区域からの除外について、8月29日付けで変更決定公告されています。

申請地は「第1種農地」でありますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないため、農地法施行規則第35条第5号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8月24日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

「4番」は、雄物川地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地からおおむね300メートル以内に市役所の支所があるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は現在秋田市に居住していますが、実家近くに自宅を新築する計画です。立地や土地の価格を検討した結果、申請地を適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「雄物川地域局」から北西約100mに位置しており、地目は登記、現況とも「畠」となっています。隣接地の状況は、

	<p>北側・西側は農地、東側は道路、南側は宅地となっています。</p> <p>資金計画です。全額借入資金で対応することで、金融機関の事前審査結果通知により確認済みです。</p> <p>排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は住居と道路の間をコンクリート施工して既存U字溝に放流する計画です。</p> <p>被害防除は、土留め、土間コンクリート施工及び宅地内に擁壁を施工する計画となっており、影響はないと思われます。</p> <p>意見書は、土地改良区の地区外であり、特にありません。他法令については、建築基準法第43条による接道条件について協議中です。</p> <p>申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、接道条件について協議が整い次第、許可相當に該当するものと考えます。</p> <p>現地調査は、9月1日、小笠原夏子委員と事務局で実施しています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第27号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第27号」については、許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程5、「議案第28号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。</p>
議長	<p>はじめに「整理番号919番」は、議席番号23番 齊藤龍平委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号23番 齊藤龍平委員 一時退席)</p>
議長	<p>「整理番号919番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p>

「整理番号 919 番」につきましては、議案書 19 ページになります。
農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、9月 19 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付ける予定となっております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

議長 (質問、意見等なし)

議長 ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 919 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「整理番号 919 番」については、承認することに決定いたします。
退席委員の入場を認めます。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 着席)

議長 次に、「整理番号 926 番」は、議席番号 2 番 木村由美子委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 2 番 木村由美子委員 一時退席)

議長 それでは、「整理番号 926 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局 「整理番号 926 番」につきましては、議案書 20 ページになります。
農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、9月 19 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付ける予定となっております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 926 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 926 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。
	(議席番号 2 番 木村由美子委員 着席)
議長	次に、議事参与案件を除く「整理番号 904 番」から「整理番号 1078 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。議案書 18 ページになります。 最初に相対による利用権設定になります。 「整理番号 904 番」から「整理番号 910 番」までの 7 件につきまして、再設定が 5 件、新規設定が 2 件となっております。 続きまして、農地中間管理事業になります。 議案書 18 ページの「整理番号 911 番」から議案書 37 ページの「整理番号 1078 番」までの議事参与案件を除く 166 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、9 月 19 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、未相続地である共有に係る利用権設定につきましては、2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 904 番」から「整理番号 1078 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 904 番」から「整理番号 1078 番」については、承認することにいたします。

議長	以上をもって、「議案第 28 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。
議長	日程 6、「議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書 40 ページをご覧ください。</p> <p>「整理番号 42 番」から「整理番号 44 番」までの 3 件につきまして、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で賃借権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、秋田県への認可申請を行い、10 月 31 日付けで県が公告するものとなっております。</p> <p>なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>「議案第 29 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	全員賛成ですので、「議案第 29 号」については、承認することに決定いたします。
議長	日程 7、「報告第 7 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	<p>それでは説明します。議案書 42 ページをご覧ください。報告件数は全部で 6 件となっております。横手地域局管内が 4 件、増田地域局管内が 1 件、十文字地域局管内が 1 件です。</p> <p>まず「1 番」についてです。照会地は、「栄地区交流センター」から南西約 300m に位置しています。隣接地の状況は、北側は道路、南側は市道、東側・西側は宅地となっています。</p> <p>土地の状況です。昭和 60 年、申請者の父が旧住宅の隣接地である本件照会地に住宅を建築したとのことです。農地転用許可が必要であるという認識がなかったものと思われます。現在も住宅が建っており、農地と</p>

しての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、8月3日、佐藤省美委員、堀江一彦委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月4日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2番」についてです。照会地は、「朝倉地区交流センター」から北東約2.2kmに位置しています。隣接地の状況は、24番2、34番1については、北側は市道、西側は宅地、南側・東側は畠及び宅地となっています。26番については、北側は宅地、西側・東側・南側は畠となっています。

土地の状況です。昭和年代、先代所有者の時代から、24番2は宅内通路敷地として、26番は農業用作業場兼物置の敷地として、34番1は庭として宅地と一緒に使用されてきたとのことです。いずれも、農地転用許可が必要であることを認識しないまま使用されたものと思われます。現在も同様の利用状況であり、農地としての利用は困難な状態であり「非農地」と判断しました。

現地調査は、8月3日、佐藤省美委員、堀江一彦委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月4日付けで記載のとおり報告しています。

「3番」・「4番」は、同一の申請者による隣接した照会地についての案件ですので、一括して説明します。照会地は、「境町地区交流センター」から南東約1.5kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、西側は水路、南側は田及び畠、東側は農道となっています。

土地の状況です。「3番」照会地は、昭和53年に農地法第4条の許可を受けて農作業小屋を建築しましたが、地目変更登記が必要であることを知らなかったとのことです。「4番」照会地は、昭和63年に農地法第5条の許可を受けて申請者の二男が住宅を建築しましたが、所有権移転登記及び地目変更登記が必要であることを知らなかったとのことです。現在も許可内容どおりに小屋と住宅が現存しており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、8月16日、堀江一彦委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月17日付けで記載のとおり報告しています。

議案書43ページをご覧ください。

次に「5番」についてです。照会地は、「増田地域局」から北東約300mに位置しています。隣接地の状況は、北側は農地、東側・西側は宅地、南側は市道となっています。

土地の状況です。申請者の亡くなった父の代、昭和30年頃、29番1に住宅を建築したとのことです。その後、昭和60年に28番2、28番3を含めた土地に住宅を建て直したとのことです。いずれも、農地転用許可が必要であることを知らなかつたらしいとのことです。現在も住宅が現存しており農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、8月25日、平良木保委員、千葉肇委員、阿部美喜夫推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月30日付けで記載のとおり報告しています。

次に「6番」についてです。照会地は、「十文字西地区交流センター」から南西約800mに位置しています。隣接地の状況は、北側・西側・南側は宅地、東側は農地となっています。

土地の状況です。申請者の記憶する限り、昭和26年には既に住宅が建っていたとのことです。それ以前、先代所有者の時代に、農地転用許可を受けずに建築したものと思われます。住宅は平成25年頃に取り壊されましたが、現在は砂利交じりの土地となっており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、8月7日、佐藤真志子委員、新山武推進委員、佐々木一誠推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月14日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第7号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第6回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(10時36分)閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに
署名する。

横手市農業委員会

令和 5 年 9 月 15 日

議長 飯野 正和

署名 委員 吉田 豊

署名 委員 高橋 康弘